

注 文 書

- 1 契 約 番 号 2 0 2 6 0 0 0 9 0 7

- 2 件 名 公用車新規賃貸借（鬼首地区公民館）

- 3 納 車 場 所 大崎市鳴子温泉鬼首字原 4 3 - 1

- 4 リース期間 登録日から 8 4 か月

- 5 別 添 書 類 （1）仕様書
 （2）積算内訳書

- 6 担 当 部 課 教育部生涯学習課

仕 様 書

1 台数

1 台

2 リース形態

メンテナンスリース（月平均走行距離 約 1 0 0 0 km）

※メンテナンス工場は，大崎市内とすること。

3 リース期間

8 4 ヶ月

4 納車場所

鬼首地区公民館（大崎市鳴子温泉鬼首字原 43-1）

5 支払方法

翌月末払い（8 4 回）

6 主要諸元

- （1）総排気量 6 6 0 cc クラス
- （2）乗用定員 4 人
- （3）使用燃料 無鉛レギュラーガソリン
- （4）原動機種別 ガソリンエンジン車
- （5）変速機形式 オートマチック（C V T 可）
- （6）駆動方式 4 W D
- （7）車 体 色 ホワイト（白色）
- （8）そ の 他

ア 低排出ガス車認定制度（平成 3 0 年排出基準）による低排出ガス車認定 5 0 % 低減レベル以上達成車

イ 令和 2 年度燃費基準達成車

7 参考車両

ダイハツハイゼットカーゴ同等品による入札を認める。ただし，その場合は，別紙「物品調達における同等品による入札の取扱いについて」に基づき，必ず入札前に同等品の確認を受けること。

8 一般装備

- (1) ラジオ (A M ・ F M)
- (2) カーエアコン
- (3) 集中ドアロック
- (4) パワーステアリング
- (5) パワーウインドウ
- (6) A B S (アンチロックブレーキシステム)
- (7) フロアマット
- (8) リアワイパー
- (9) 停止表示板
- (10) サンバイザー (運転席及び助手席)
- (11) ドアバイザー (運転席及び助手席)
- (12) エアバッグ (運転席及び助手席)
- (13) スタッドレスタイヤ (ホイール付4本)
- (14) スペアタイヤ1本またはパンク修理キット1式
- (15) 標準工具類
- (16) スペアキー

9 リース料金に含まれる費用及びサービス

- (1) 車両代金
- (2) 登録諸費用 (車庫証明及び納車費用含む)
- (3) 自動車税環境性能割
- (4) 自動車重量税
- (5) 自動車税または軽自動車税
- (6) 自動車損害賠償責任保険料
- (7) 自動車リサイクル法にかかる費用
- (8) 車検整備費用 (納車, 引取り及び代車含む)
- (9) 法定点検費用 (納車及び引取り含む)
- (10) 定期点検費用 (6か月毎, 納車及び引取り含む)
- (11) 故障修理費用 (引取り及び納車含む)
- (12) エンジンオイル及びエレメント交換費用 (定期点検時もしくは5,000km毎)
- (13) バッテリーの交換費用 (期間中必要数)
- (14) タイヤ交換, 調整及び保管費用 (年2回, タイヤローテーション含む)
- (15) リース期間満了後の車両返還費用
- (16) 車検及び各種点検終了後の洗車費用

10 暴力団の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則 (平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。) の措置要件に該当すると認められたときは, 契約を解

除することがある。

- (2) 当市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

1 1 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

1 2 その他

- (1) 入札金額は、8 4 か月の総額（税抜）を記載すること。
- (2) 任意保険は発注者において加入するものとする。
- (3) リース期間満了時の残存価格の精算はしないものとする。
- (4) リース車両返還時において、自然退色及び自然腐食している部分の補修は、リース会社の負担とする。
- (5) 道路運送車両法等関係法令に違反しないこと。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項で、機能上当然必要なものは装備することとし、その他疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 車検・各種点検等の案内を通知すること。なお、送付先は次のとおりとする。

鬼首地区公民館 〒9 8 9 - 6 9 4 1 宮城県大崎市鳴子温泉鬼首字原 4 3 - 1

業務名: 公用車新規賃貸借(鬼首地区公民館)

設 計 書

[illegible]

(宮城県大崎市)